

消費社会の多様化と暮らしの見直し

1970年代には大衆消費社会を背景とした製品の安全性の問題が更に大きくなるとともに、連鎖販売取引（いわゆるマルチ商法）や無限連鎖講（いわゆるねずみ講）、いわゆる催眠商法、訪問販売、金の先物取引による被害など、新しいタイプの消費者問題が発生し被害を引き起こしました。消費者問題も商品の品質、性能、安全性に関するものから、販売方法や契約等に関するものへと比重が移り、消費者被害防止のための仕組みが求められるようになりました。

多様な販売方法に対応すべく、1976年に訪問販売等に関する法律（訪問販売法）、1978年に無限連鎖講の防止に関する法律（無限連鎖講防止法）が公布されました。

クーリング・オフ制度については、訪問販売により分割払い高額な商品を購入させられる消費者被害が深刻化したことから、1972年に割賦販売法が改正された際に創設され、更に1976年に公布された訪問販売法においても導入されました。

また、1970年には国民生活センターが、商品やサービスに関する情報提供、苦情相談、商品テスト、教育研修を担う機関として設立され、地方自治体では消費者の相談窓口として消費生活センターの開設が進みました。

この時期は、物質的な豊かさを実現する一方で、使い捨て消費を見直し、心の豊かさを求める傾向が、消費者の意識の中に見え始めました。過剰包装や合成洗剤の追放運動、PCB（ポリ塩化ビフェニール。*11参照。）の汚染問題など環境への関心が高まったのもこの頃でした。このような動きはコンシューマリズム（売り手との関係で、買い手の権利と力の強化を求める社会運動）の台頭と進展へつながりました。

()内は、西暦を表しています。*印には解説があります。

消費者問題と世の中の出来事	消費者行政に関する出来事
<ul style="list-style-type: none"> ・厚生省(当時)、スモン病で初の全国実態調査結果を公表 ・カラーテレビ二重価格に対する買い控え運動(1970) *9 ▶ 日本万国博覧会開催(大阪) (1970) ・過剰包装追放運動 ・ねずみ講「天下一家の会」問題化 (1971) *11 ・PCB汚染問題 (1972) *12 ▶ 日中正常化 (1972) ・物不足騒動、価格急騰(第1次オイルショック) (1973) ・灯油ヤミカルテルに損害賠償を求める集団訴訟 (1974) *14 ・合成洗剤追放運動 (1974) ・サラ金被害続出 (1976) ・欠陥住宅問題化 (1976) ▶ 新東京国際空港(現在の成田国際空港)開港 (1978) ・この頃、第2次オイルショック 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民生活センター発足 (1970) *10 ・環境庁発足 (1971) ・割賦販売法改正によるクーリング・オフ制度導入 (1972) *13 ・消費生活用製品安全法公布 (1973) ・訪問販売等に関する法律公布(訪問販売法)(現在は「特定商取引に関する法律」) (1976) ・無限連鎖講の防止に関する法律公布 (1978) ・エネルギーの使用の合理化に関する法律公布(省エネ法) (1979)

《主な出来事》

*9 カラーテレビの二重価格に対する買い控え運動（1970）

1960年代後半になると、カラーテレビが家庭に徐々に普及していきましたが、国内の販売価格は高額でした。ところがアメリカに輸出しているカラーテレビの価格は、国内よりはるかに安い価格だったことが分かり、不当廉売（ダンピング）が問題視されました。

公正取引委員会の委託により、消費者団体がカラーテレビの価格の実態調査を実施したところ、国内においても二重価格が存在していることが分かりました。調査を行った消費者団体は定価そのものがおかしいと問題を提起し、そのことがカラーテレビの買い控え運動へと発展していきました。この運動は、消費者団体だけでなく一般の消費者の支持も得て全国的に広がり、企業は商品の在庫を抱えることになりました。その後、公正取引委員会の警告などもあり、家電メーカーが新機種からの価格引下げを発表し、買い控え運動は収束しました。企業に対して声を上げるという消費者の行動が、市場に影響を与えることを社会が認識した出来事でした。

*10 国民生活センター発足（1970）

国民生活センターは、特殊法人として1970年10月に設立され、2003年10月に、独立行政法人国民生活センターとなりました。

国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うとともに、重要消費者紛争について法による解決のための手続を実施することを目的とし、①情報分析事業、②相談事業、③商品テスト事業、④教育研修事業、⑤広報事業、⑥ADR事業を行っています。また、2004年6月に公布・施行された消費者基本法では、消費生活に関する情報の収集・提供、苦情相談などの中核的な機関としての役割が明記されました。

*11 無限連鎖講(いわゆるねずみ講)「天下一家の会」問題化（1971）

無限連鎖講（いわゆるねずみ講）とは、先に組織に加入していた者が後に加入了者が支払った金品から配当を受け取ることを内容とする配当組織で、加入者が無限に増加することが前提となっています。典型的な例として、①一定の金額を組織の本部や先に加入了した会員に送金して組織に加入、②加入すると最低2名の新規会員を勧誘・加入させなければならぬ、③勧誘・加入させた自分の子会員に孫会員を勧誘・加入させ、自分の子孫会員が一定数に達すると自分の支出額を上回るお金を受け取ることができる、という仕組みがあります。しかし、1人が2人ずつ勧誘したとしても27代目には加入者が1億人を超えることから、終局において破たんすることとなる仕組みであり、一部の加入者を除き、利益を上げるどころか自らの支出した金額すらも回収できずに、大きく損をすることになります。

「天下一家の会」は、射幸心（偶然の利益を労せずに得ようとする欲心（「広辞苑」第6版））を煽（あお）り、この仕組みで1人当たり4人の勧誘を義務付けて勧誘・加入を繰り返すなどして、瞬く間に全国に拡大していきました。ただし、後から加入了した会員は利益を上げるどころか支出したお金を回収することもできませんでした。1979年、こうした被害を防ぐため、無限連鎖講の防止に関する法律が施行されたことで、いわゆるねずみ講に関する一切の行為が違法となりました。

*12 PCB汚染問題（1972）

PCBとは、ポリ塩化ビフェニールという油状の物質です。燃えにくく、電気を通しにくいほか化学的にも安定している等、工業的に優れた性質をもつてゐるため、日本では1954年から大量に生産され、テレビ、蛍光灯などの電気製品から、印刷用インク、塗料、ノーカーボン紙などの製造に広く使われていました。

ところがPCBには、人の体内に入ると皮膚や内臓に障害を引き起こすおそれがありました。工場の排水などによって環境中に放出されたPCBが、魚や野菜、米、そして人の母乳からも検出され、様々な食品に汚染が広がっていることが明るみになりました。そのため、PCBの生産・使用が禁止されました（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）（1973年公布、1974年施行））、汚染は各地に広まっていました。PCB汚染は、化学物質の開発・使用的な在り方が問われる問題ともなりました。

*13 クーリング・オフ制度の導入（1972）

販売員が突然家に訪ねて来て、百科辞典などの高額な商品を強引に勧誘し、分割払い契約をさせるトラブルが増加しました。こうしたトラブルを防止するため、1972年にクーリング・オフ制度（割賦販売法改正による）が導入されました。

本来、契約が成立すると一方的に破棄することはできません。しかし、クーリング・オフとは、上記のような訪問販売など不意打ちによる勧誘で契約をした場合、頭を冷やして冷静に考え直す時間を消費者に与え、一定期間内であれば無条件で契約を解除することができる制度です。これにより訪問販売で、かつ割賦販売（販売業者と消費者の間の分割払い）契約の場合、4日間（現在は8日間）は消費者から一方的に契約を解除することができるようになりました。なお、クーリング・オフ制度は、割賦販売という支払方法に限定せず、訪問販売等の特殊な販売形態においても消費者被害が発生していることから、1976年に公布された訪問販売法（現在は特定商取引に関する法律（特定商取引法））にも規定されています。

<現在のクーリング・オフの期間>

その後も新手の販売方法、強引な勧誘などによる消費者被害が発生し、それに対応するために、クーリング・オフ期間が延長され、また、クーリング・オフの対象となる取引方法も追加されました。

取引方法	クーリング・オフ期間
訪問販売	8日間
電話勧誘販売	8日間
連鎖販売取引（マルチ商法）	20日間
特定継続的役務提供（エステ・学習塾等）	8日間
業務提供誘引販売取引（内職商法）	20日間
訪問購入（物品の買取り）	8日間

*14 灯油ヤミカルテルに損害賠償を求める集団訴訟（1974）

1973年に第4次中東戦争が起り、日本でも深刻な石油不足と極端な物価高になりました。灯油の価格が高騰したため、家庭用のエネルギーを灯油に頼っている北海道や東北各地のような寒冷地の人にとっては、命に関わる事態となりました。この石油危機の原因は、戦争による石油不足だけでなく、石油の元売り各社が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）に違反する価格協定を結び、大規模な供給操作と便乗値上げをしていました。

こうしたヤミカルテルを行った石油の元売り各社に対して、川崎生協と主婦連合会の併せて98人が独占禁止法の規定に基づく損害賠償を請求しました（東京灯油裁判）。また、鶴岡生協（山形県）の組合員1,654名が民法の規定に基づく損害賠償請求を起こしました（鶴岡灯油裁判）。どちらも最高裁で請求が棄却され、消費者の請求は退けられました。この裁判は、日本で初めての多数者被害、少額被害訴訟として注目されました。

この時期には、灯油価格だけではなく、物価も急激に上がり、「狂乱物価」と呼ばれました。人々は、急激な物価高への不安と、原料不足による物不足が発生するという風評から買ひだめに走り、更に物不足に拍車が掛かりました。トイレットペーパーや洗剤が売り切れになった店頭の様子がニュースで報道されました。

